

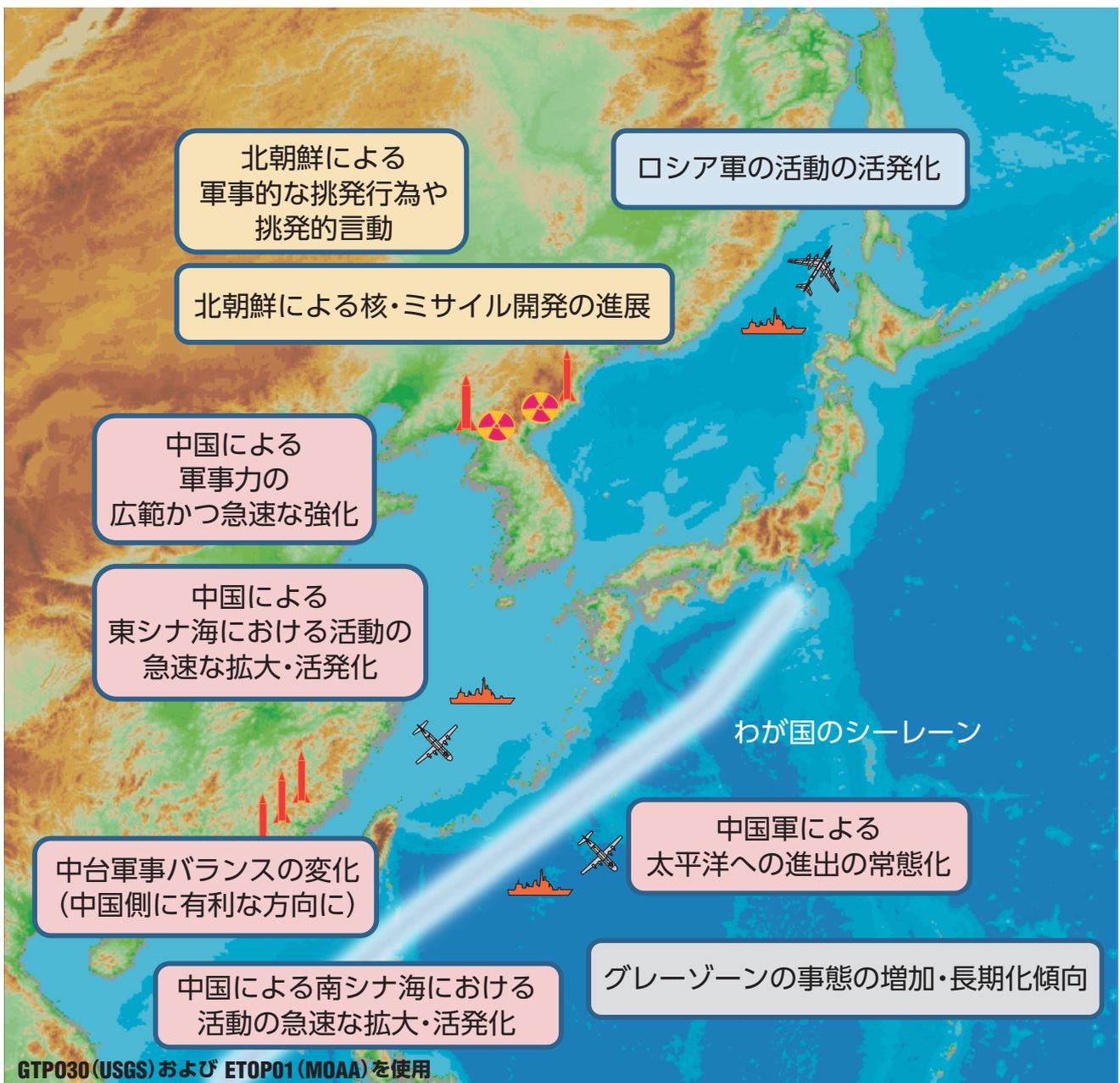
# 第I部 わが国を取り巻く安全保障環境

## 概観

- わが国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、一層厳しさを増している。
- わが国周辺では、領土や主権、経済権益などをめぐり、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向にある。また、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著にみられるなど、アジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因は、より深刻化している。
- グローバルな安全保障環境においては、一国・一地域

- で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体の課題や不安定要因に拡大するリスクが高まっている。イラク・レバントのイスラム国 (ISIL) などの国際テロ組織の活動の活発化・拡散、ロシアによるウクライナにおける力を背景とした現状変更 (いわゆる「ハイブリッド戦」の展開)、サイバー攻撃の高度化・複雑化などにみられるように、安全保障上の課題や不安定要因は、複雑かつ多様で広範にわたっており、一国のみでの対応はますます困難なものになっている。
- わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題が依然として未解決のまま存在している。

## 最近のわが国周辺の安全保障関連事象



# 米 国

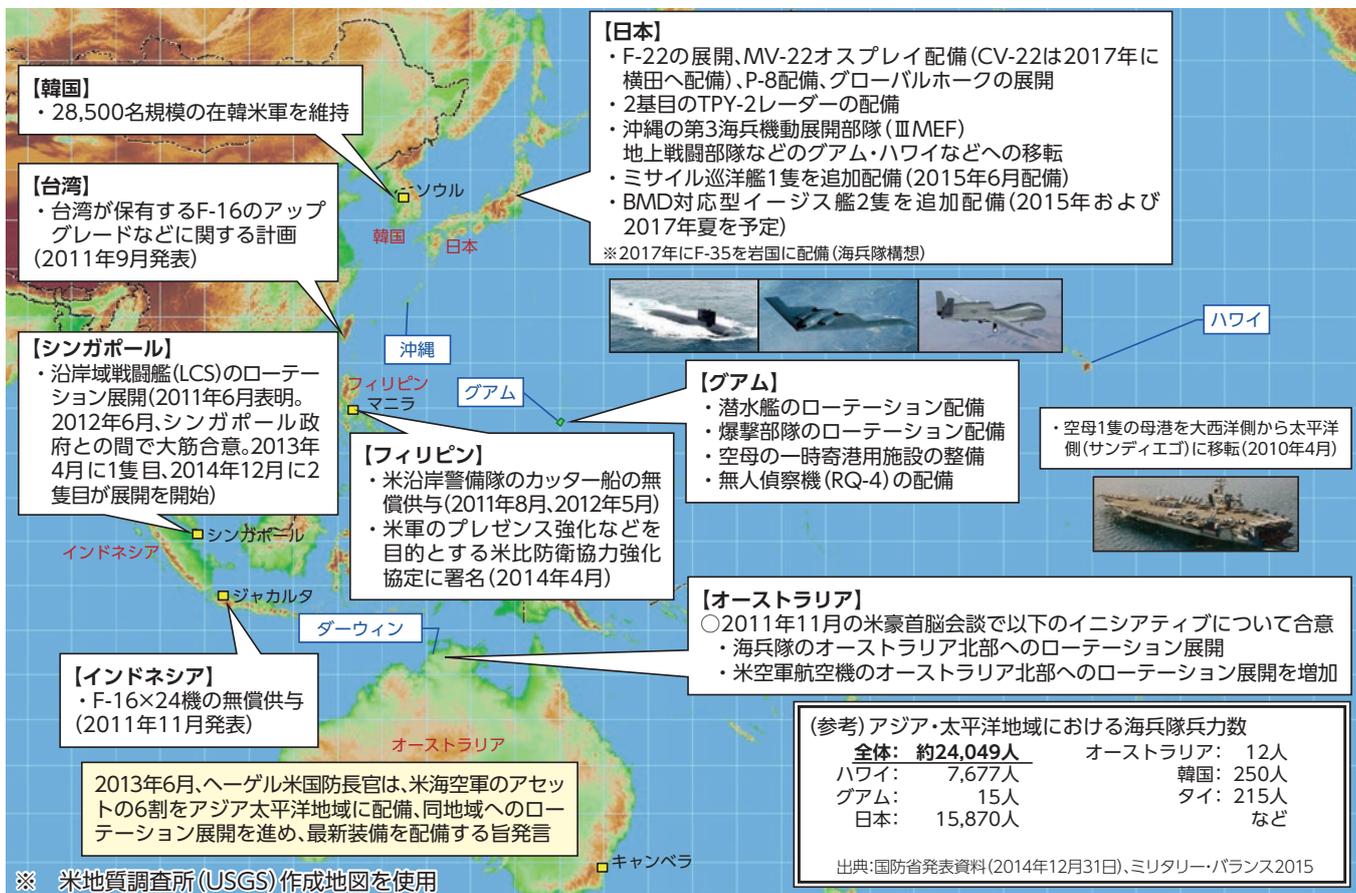
- アフガニスタンおよびイラクにおける2つの戦争が終息に向かい、米国の世界への関わり方が変化しつつある一方、米国は厳しい財政状況の中においても、引き続きその世界最大の総合的な国力をもって世界の平和と安定のための役割を果たしていくものと考えられる。
- 15(平成27)年2月に公表された「国家安全保障戦略」(NSS)においては、テロの脅威や大量破壊兵器の拡散、サイバー攻撃などの様々な課題について、引き続き指導的な役割を果たすとともに、規範に基づく国際秩序を推進しつつ、同盟国などとともに行動を取っていく姿勢を強調している。また、アジア太平洋地域へのリバランスについても、引き続き推進することとしているが、中東およびウクライナを巡る情勢の変化がどのような影響を与えるのかが今後注目される。
- 一方、2013(同25)年に開始した国防歳出を含む政府歳出の強制削減により、米軍に様々な影響が生じている。QDRも、強制削減が米軍にもたらす大きなリスクを強調しており、国防歳出の強制削減が国防戦略や安全保障戦略に与える影響が注目される。

- また、14(同26)年11月、ヘーゲル米国防長官(当時は、限られた資源で米国の軍事的優位性を維持・拡大するため、敵の能力をオフセット(相殺)するための革新的な方策を見つけ出すことを目的とした国防イノベーション構想を発表し、これが第3のオフセット戦略へと発展することを期待する旨述べた。



15(平成27)年夏に横須賀に展開する予定となっている米海軍のイージス駆逐艦ベンフォールド【米海軍HP】

## アジア・太平洋地域における米軍の最近の動向



## 北朝鮮

### 【全般】

- 北朝鮮は、いわゆる非対称的な軍事能力を維持・強化していると考えられるほか、軍事的な挑発的言動を繰り返している。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、朝鮮半島の緊張を高めており、わが国はもとより、地域・国際社会の安全保障にとっても重大な不安定要因となっていることから、わが国として強い関心をもって注視していく必要がある。

### 【大量破壊兵器・ミサイルの開発】

- 13(平成25)年3月、北朝鮮は、経済建設と核武力建設を並行して進めていく、いわゆる「並進路線」を決定した。
- 北朝鮮の核開発については、何らかの見返りを得ようとするいわゆる瀬戸際政策であるとの指摘がなされてきたが、北朝鮮は体制を維持するうえでの不可欠な抑止力として核兵器開発を推進しているとみられる。
- 北朝鮮は、06(同18)年以降3回核実験を実施しているほか、14(同26)年3月以降、更なる核実験の実施を繰り返して示唆し、国際社会の懸念を高めている。
- 北朝鮮が核兵器計画を継続する姿勢を崩していないことを踏まえれば、時間の経過とともに、わが国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられ、関連動向に注目していく必要がある。
- 北朝鮮は、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)およびSLBM搭載潜水艦の開発を行っているとの指摘されてきたが、15(同27)年5月には、SLBMの試験発射に成功したと発表しており、打撃能力の多様化と残存性の向上を企図していると考えられる。また、東倉里(トンチャンリ)地区に所在するロケット発射タワーの大型化改修などを行っているとの指摘されており、将来的にはこれまでよりも大型の長距離弾道ミサイルが発射される可能性もある。
- 仮に北朝鮮が弾道ミサイルの長射程化や核兵器の小型化・弾頭化を実現し、米国に対する戦略的抑止力を確保したと過信・誤認をした場合、地域における軍事的挑発行為の増加・重大化につながる可能性もあり、わが国としても強く懸念すべき状況となり得る。
- また、14(同26)年以降に見られた弾道ミサイル発射事案では、北朝鮮が任意の地点・タイミングで複数の弾道ミサイルを発射するなど、奇襲攻撃能力を含む弾道ミサイル部隊の運用能力の向上が示され、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威がさらに高まっている。
- 北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイル開発は、わが国に対するミサイル攻撃などの挑発的言動とあいまって、わが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。また、大量破壊兵器などの不拡散の観点からも、国際社会全体にとって深刻な課題となっている。

### 【内政】

- 金正恩国防委員会第1委員長は頻繁に人事異動を行い、金正恩国防委員会第1委員長が引き上げた人物を党・軍や内閣の要職に配置するなど、自身を唯一の指導者とする体制の強化・引き締めを図っているものとみられる。
- 14(同26)年には金正恩国防委員会第1委員長の叔母にあたる金慶喜(キム・ギョンヒ)朝鮮労働党書記の動静報道が途絶えた一方で、実妹とされる金与正(キム・ヨジョン)氏が朝鮮労働党幹部として動静が報じられるようになるなど、金一族の中での世代交代も進んでいる可能性がある。
- 金正恩体制は一定の軌道に乗っていると考えられる。しかし、解任などを含む頻繁な人事異動に伴う萎縮効果により、北朝鮮が十分な外交的勘案がなされないまま軍事的挑発行動に走る可能性も生じつつあるほか、貧富の差の拡大や外国からの情報の流入などにもなう社会統制の弛緩などに関する指摘もなされており、体制の安定性という点から注目される。

### 【対外関係】

- 中国は北朝鮮にとってきわめて重要な政治的・経済的パートナーであり、北朝鮮に対して一定の影響力を維持していると考えられる。一方、核・弾道ミサイル問題をめぐり北朝鮮が必ずしも中国の立場と一致した行動を取っていないことや高官の往来などが減少していることから、中国と北朝鮮の関係が政治・外交面においては冷却化している可能性も考えられ、両国の関係については、今後とも注目される。
- 一方、14(同26)年には、北朝鮮は対ロシア外交を活発化させ、多くの高官の往来や経済協力における進展がみられた。

# 中国

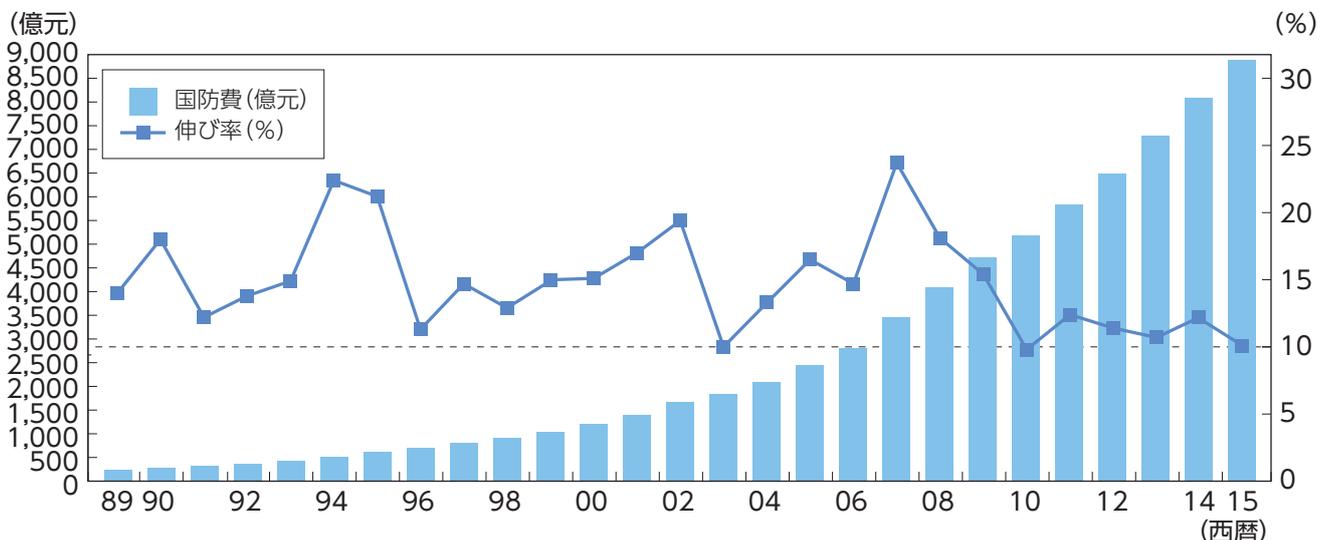
## 【全般】

- 中国は、国際社会における自らの責任を認識し、国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待されている。
- 中国は、「平和的發展」を唱える一方で、特に海洋における利害が対立する問題をめぐって、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させ、自らの一方的な主張を妥協なく実現しようとする姿勢を示しており、その中には不測の事態を招きかねない危険な行為もみられるなど、今後の方向性について懸念を抱かせる面もある。
- 中国は、アジア信頼醸成措置会議(CICA)において軍事同盟を批判し、「アジア人によるアジアの安全保障」を提唱するなど、安全保障の分野で独自のイニシアティブを発揮しようとしている。また、国際金融の分野でも、新開発銀行(BRICS開発銀行)を設立したほか、アジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立準備などを進めている。
- また、中国では、「虎もハエも叩く」という方針の下、党・軍の最高指導部経験者も含め「腐敗」が厳しく摘発されている。14(平成26)年10月に開催された中国共産党第18期四中全会上において、共産党の指導に基づく「法治」の推進に言及した決定が採択されたことを受け、党・軍内部の腐敗問題への対応は今後一層進む可能性がある。
- 中国は周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力(いわゆる「アクセス(接近)阻止/エリア(領域)拒否」(「A2/AD」)能力)の強化に取り組んでいるとみられる。

## 【軍事】

- 中国は軍事力を広範かつ急速に強化し、さらに、東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいて活動を急速に拡大・活発化させている。このような中国の軍事動向などは、軍事や安全保障に関する透明性の不足とあいまって、わが国として強く懸念しており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。また、地域・国際社会の安全保障上においても懸念されるところとなっている。
- 中国は、従来から、具体的な装備の保有状況、調達目標および調達実績、主要な部隊の編成や配置、軍の主要な運用や訓練実績、国防予算の内訳の詳細などについて明らかにしていない。国防政策や軍事力に関する具体的な情報開示などを通じて、中国が軍事に関する透明性を高めていくことが望まれる。
- 中国の公表国防費は、引き続き速いペースで増加しており、1989年度から現在まで毎年ほぼ一貫して二桁の伸び率を記録している。公表国防費の名目上の規模は、1988年度から27年間で約41倍、2005年度から10年間で約3.6倍となっている。
- 中国は、ミサイル防衛網の突破が可能となる打撃力の獲得のため、弾道ミサイルに搭載して打上げる極超音速滑空兵器の開発を推進しているとみられる。また、中国初の国産空母の建造を進めている可能性があるとの指摘もある。さらに、次世代戦闘機との指摘もあるJ-20およびJ-31の開発も進めている。
- 中国は、海空軍などを統合運用するための「東シナ海統合作戦指揮センター」を新設したとされているほか、中国共産党が最高戦略レベルにおける意思決定を行うための「中央軍事委員会統合作戦指揮センター」が設立されたとの指摘もある。また、近年中国は、統合運用体制構築を目指した訓練の実施も進めている。

中国の公表国防費の推移



(注) 2002年度の国防予算額は明示されず、公表された伸び率と伸び額を前年当初予算にあてはめると齟齬が生じるため、これらを前年執行実績額からの伸びと仮定して算出し1,684億元として作成

## 【わが国周辺海空域における活動状況】

- 近年、中国は、より遠方の海空域における作戦遂行能力の構築を目指していると考えられ、その海上戦力および航空戦力による海洋における活動を質・量ともに急速に拡大させている。このような中国の活動には、不測の事態を招きかねない危険な行為をともなうものもみられ、きわめて遺憾であり、中国は「法の支配」の原則に基づき行動することが求められる。
- 中国政府は、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定し、中国国防部の定める関連の規則に従わない場合は中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。こうした措置は、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであり、わが国は中国側に対し、公海上空における飛行の自由を妨げるような一切の措置の撤回を求めている。
- 中国海軍の艦艇部隊による太平洋への進出回数が近年増加傾向にあり、現在では当該進出が常態化していることなどから、外洋への展開能力の向上を図っているものと考えられる。
- 中国公船の動向としては、13(同25)年10月以降は、尖閣諸島周辺海域における公船の運用状況からルーチン化の傾向が見られており、運用要領などの基準が定まった可能性も考えられる。また、公船は大型化が図られており、世界最大級となる1万トン級の巡視船の建造も進めている。
- 中国が独自に領有権を主張している島嶼の周辺海空

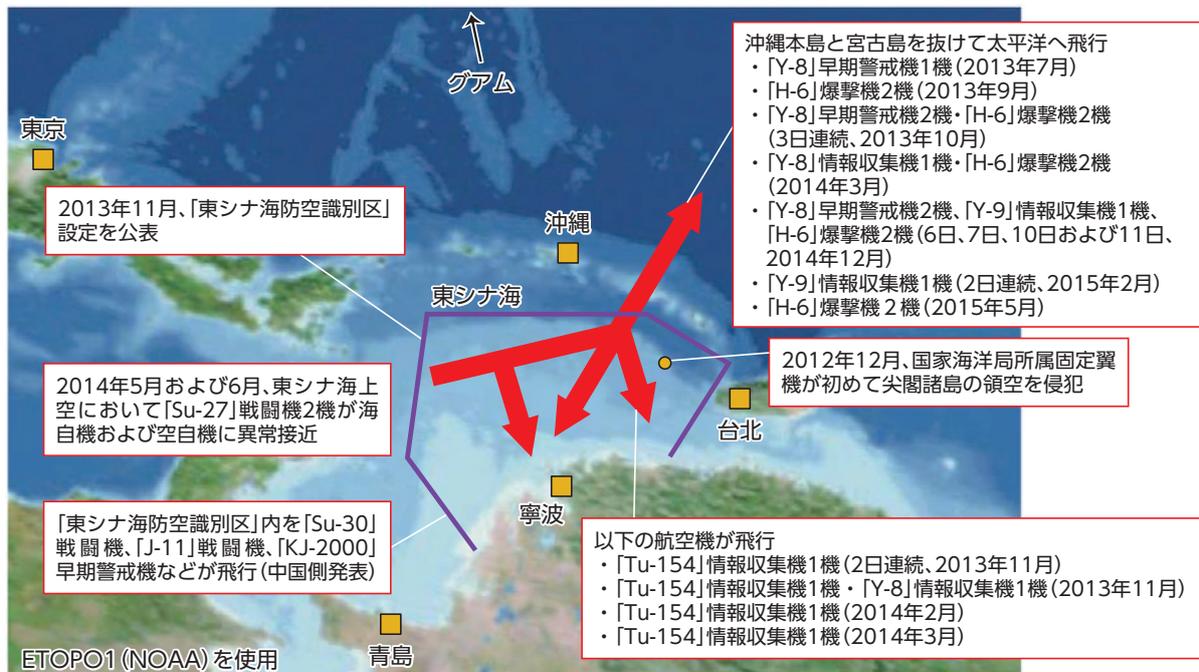
域において、各種の監視活動や実力行使などにより、他国の支配を弱め、自国の領有権に関する主張を強めることが、中国の海洋における活動の目標の一つであると考えられる。

- 近年、中国は、海洋における不測の事態を回避・防止するための取組にも関心を示しており、14(同26)年4月、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準(CUES)」に日米などとともに合意した。また、日中防衛当局は、「海空連絡メカニズム」の早期運用開始に向けた協議を15(同27)年1月に再開したほか、14(同26)年11月には、米中間で二つの信頼醸成措置についての合意を発表した。

## 【南シナ海およびインド洋における活動の状況】

- 14(同26)年8月には、南シナ海において、中国軍の戦闘機が米海軍機への異常な接近・妨害を行ったとされる事案が発生している。
- 中国は、南沙諸島にある7つの岩礁において、急速かつ大規模な埋め立て活動を強行しているほか、一部の岩礁では滑走路や港湾を含むインフラ整備を推進しているとみられ、米国をはじめ国際社会から懸念が示されている。
- 14(同26)年9月から10月にかけてソン級潜水艦がインド洋で活動を行ったほか、同年、スリランカ・コロンボに2度寄港したとされているなど、中国海軍は、インド洋などの、より遠方の海域で作戦を遂行する能力を向上させている。

わが国周辺空域における最近の中国の活動(航跡はイメージ)



- 中国は、東シナ海や南シナ海において、石油や天然ガスの採掘およびそのための施設建設や探査を行っているが、13(同25)年6月以降には、東シナ海の日中中間線の中国側において、既存のものに加え、新たな

海洋プラットフォームの建設作業などを進めていることが確認されており、中国側が一方的な開発を進めていることに対して、わが国から繰り返し抗議をすると同時に、作業の中止などを求めている。

## ロシア

- 昨今ロシアは、自らの勢力圏とみなすウクライナをめぐり欧米諸国などとの間で対決姿勢を明確にしている。一方、ロシアは厳しい経済状況に直面する中においても、引き続き国防費を増大させて、軍の近代化を継続しているほか、最近では、アジア太平洋地域のみならず、北極圏、欧州、米本土周辺などにおいても軍の活動を活発化させ、その活動領域を拡大する傾向が見られる。
- 極東を含む東部軍管区においては、14(平成26)年9

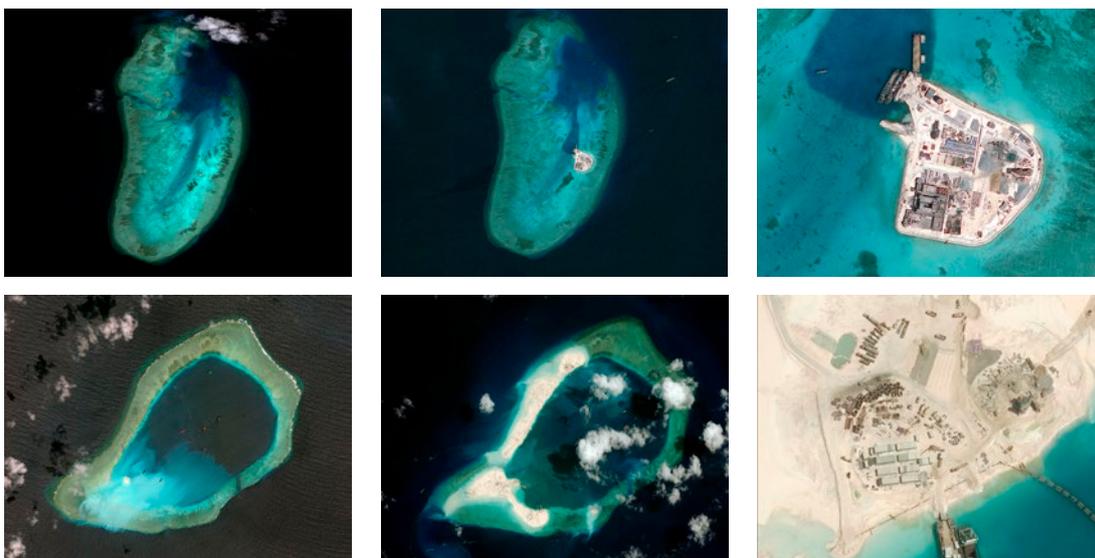
月、兵員15.5万人以上が参加する大規模演習「ヴォストーク2014」が行われ、部隊の戦闘即応態勢の検証が行われたほか、北方領土を含む「クリル」諸島においても演習が行われている。

- ロシアは、ウクライナ領内において、外形上「武力攻撃」と明確には認定しがたい方法で侵害行為を行う「ハイブリッド戦」を展開し、力を背景とする現状変更を試みており、アジアを含めた国際社会全体に影響を及ぼし得るグローバルな問題と認識されている。

## 東南アジア

- 南シナ海においては、領有権などをめぐって中国との間で主張が対立しており、近年、中国との摩擦が表面化している。14(平成26)年5月以降、中国が南沙諸島の岩礁で埋め立てや滑走路建設などを行っているとして、フィリピン及びベトナムが抗議をした。

- 東南アジア各国は、近年、経済成長などを背景として国防費を増額させ、第4世代の近代的戦闘機や潜水艦など、海・空軍力の主要装備品の導入を中心とした軍の近代化を進めている。



中国による南沙諸島での埋め立て工事の状況。上段は左から順にジョンソン南礁の埋め立て前後および埋め立て部分の拡大の様子(12(平成24)年1月および15(同27)年3月撮影)、下段はスピ礁の様子(15(同27)年1月および同年3月)【CSIS Asia Maritime Transparency Initiative / DigitalGlobe】

## 地域紛争・国際テロリズムなどの動向

- 近年世界各地で発生している紛争は、民族、宗教、領土、資源などの様々な問題に起因して発生している。また、内戦や地域紛争を受けて発生・拡大した国家統治の空白地域が、テロ組織の活動の温床となる例も多く見られるほか、テロ組織の中には国境や地域を越えて活動するものもあり、引き続き国際社会にとって差し迫った安全保障上の課題となっている。さらに、統治能力のせい弱な国家の存在は、感染症の爆発的な流行・拡散などのリスクへの対処を難しくしている。

- 国境を越えて活動する各種のテロ組織は、一般的な傾向として、グローバル化の進展により組織内外における情報共有・連携を進めるとともに、武器や資金、戦闘員の獲得に当たり、ソーシャル・メディアなどのサイバー空間を活用し、巧みな広報戦略によって組織のプロパガンダを行っている。シリア・イラクにおける混迷に乗じて勢力を拡大してきたISILは、並外れて潤沢な資金源や国家に対峙しうる強力な軍事力を有し、一定の領域を事実上支配するなどの点で、特に際立った存在となっている。このような中、ISILに忠誠を誓う組織が世界各地にあらわれている。

- 欧米などの先進国においても、社会からの疎外感、差別、貧困、格差などの不満を背景として、ISILをはじめとする国際テロ組織の過激思想に共感を抱く若者が増えており、それらが戦闘員などとして国際テロ組織の活動に参加しているほか、自国においていわゆる「ホーム・グロウン型」、「ローン・ウルフ型」のテロ活動を行う事例が増えるなど、先進国においてもテロ発生リスクが増大しており、わが国も無縁とは決して言えない状況が起きている。
- このような国際テロの脅威は拡散傾向に拍車がかかっており、その実行主体も多様化し、地域紛争の複

雑化とあいまってその防止がますます困難になっていることから、国際テロ対策に関する国際的な協力の重要性がさらに高まっており、現在、軍事的な手段のほか、テロ組織の資金源の遮断やテロ戦闘員の国際的移動の防止など国際社会全体として各種の取組が行われている。

- このほか、西アフリカで発生しているエボラ出血熱の急速かつ広範な流行は、統治体制がせい弱であり危機管理能力に乏しい流行国の安定を脅かすとともに、感染が欧米の各国にも拡大するなど、感染症の拡大リスクを浮き彫りにした。

## 海洋をめぐる動向

- 東シナ海・南シナ海においては、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が多く見られるようになっており、「公海における航行の自由」および「公海上空における飛行の自由」の原則が不当に侵害されるような状況が生じている。
- 北極海沿岸諸国は資源開発や航路利用などの権益確保に向けた動きを活発化させており、北極圏の戦略的重要性が高まっている。

- 「開かれ安定した海洋」は、世界の平和と繁栄の基盤であり、各国は、自らまたは協力して、海賊、不審船、不法投棄、密輸・密入国、海上災害への対処や危険物の除去といった様々な課題に取り組み、シーレーンの安定を図っている。

## 宇宙空間と安全保障

- 主要国は、C<sup>4</sup>ISR機能<sup>(注)</sup>の強化などを目的として、軍事施設・目標偵察用の画像偵察衛星、軍事通信・電波収集用の電波情報収集衛星、軍事通信用の通信衛星、艦艇・航空機の航法や武器システムの精度向上などに利用する測位衛星をはじめ、各種衛星の能力向上や打上げに努めている。

- 一方、中国による衛星破壊実験に見られるように、衛星攻撃兵器の開発やスペースデブリの飛散などは、各国の人工衛星などの宇宙資産に対する脅威として注目されており、宇宙空間の安定的利用に対するリスクが、各国にとって安全保障上の重要な課題の一つとなっている。

(注) C<sup>4</sup>ISR: Command(指揮), Control(統制), Communication(通信), Computer(コンピューター), Intelligence(情報), Surveillance(監視), and Reconnaissance(偵察)の略

## サイバー空間をめぐる動向

- 軍隊にとって情報通信は、指揮中枢から末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、情報通信技術 (ICT) の発展によって情報通信ネットワークへの軍隊の依存度が一層増大している。
- そのため、サイバー攻撃は敵の軍隊の弱点につけこんで、敵の強みを低減できる非対称的な戦略として位置づけられつつあり、多くの外国軍隊がサイバー空間における攻撃能力を開発しているとされている。
- 諸外国の政府機関や軍隊などの情報通信ネットワークに対するサイバー攻撃が多発しており、中国、ロシア、北朝鮮などの政府機関などの関与が指摘されて

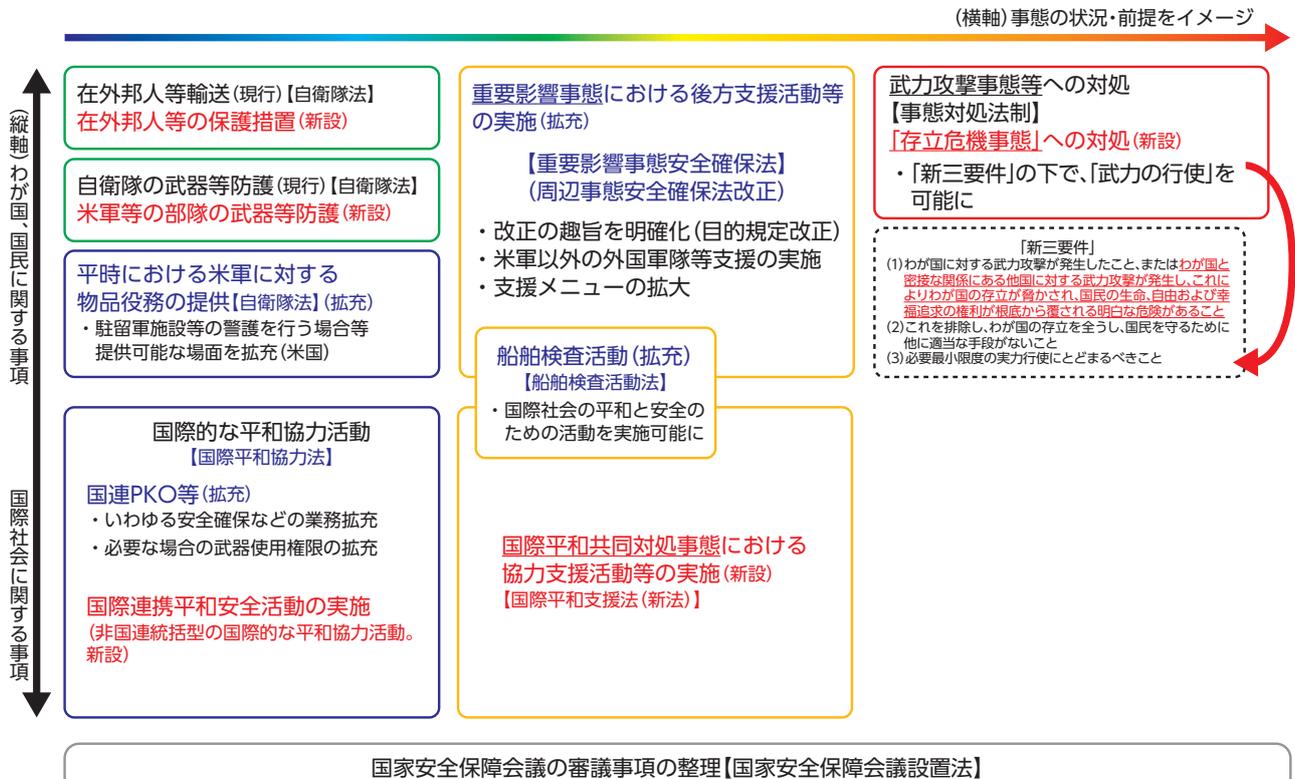
いるほか、サイバー攻撃も日に日に高度化・複雑化しており、今やサイバーセキュリティは、各国にとっての安全保障上の重要な課題の一つとなっている。

- サイバー空間における行動規範の策定を目指す動きがあるが、米国や欧州、わが国などは、自由なサイバー空間の維持を訴え、ロシアや中国、新興国などの多くは、サイバー空間の国家管理の強化を訴えているなど、各国の主張には対立が存在しているとの指摘もある。

# 第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

## 平和安全法制整備法案の概要①

「平和安全法制」の主要事項の関係



(注) 離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない等の場合の治安出動や海上における警備行動の発令手続の迅速化は閣議決定により対応(法整備なし。)

### 自衛隊法の改正(在外邦人等の保護措置)

- 外国における緊急事態に際して生命または身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置を自衛隊の部隊等が実施できるようにする。(第84条の3)
- 保護措置: 警護、救出その他の当該邦人の生命または身体の保護のための措置。輸送を含む。

**【手続】**防衛大臣による命令

- 外務大臣からの依頼、外務大臣と防衛大臣の協議、内閣総理大臣の承認

**【実施要件】**以下の全てを満たす場合

- ① 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること。
- ② 自衛隊が当該保護措置を行うことについて、当該外国等の同意があること。
- ③ 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携および協力が確保されると見込まれること。

**【武器使用権限】**

- いわゆる任務遂行型の武器使用が可能。
- 危害許容要件は正当防衛・緊急避難。

※邦人以外の外国人も一定の条件の下、保護することが可能。

### 自衛隊法の改正(米軍等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

- 自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するための武器の使用を自衛官が行うことができるようにする。(第95条の2)

**【対象】**

- 米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊
  - 自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動<sup>(※)</sup>に現に従事しているものの武器等
- (※) 共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。

**【手続等】**

- 米軍等からの要請があった場合
  - 防衛大臣が必要と認めるときに限り
  - 自衛官が警護を行う
- (※) 条文上の手続とは別途、運用の考え方を国家安全保障会議で審議する方針。

**【武器使用権限】**

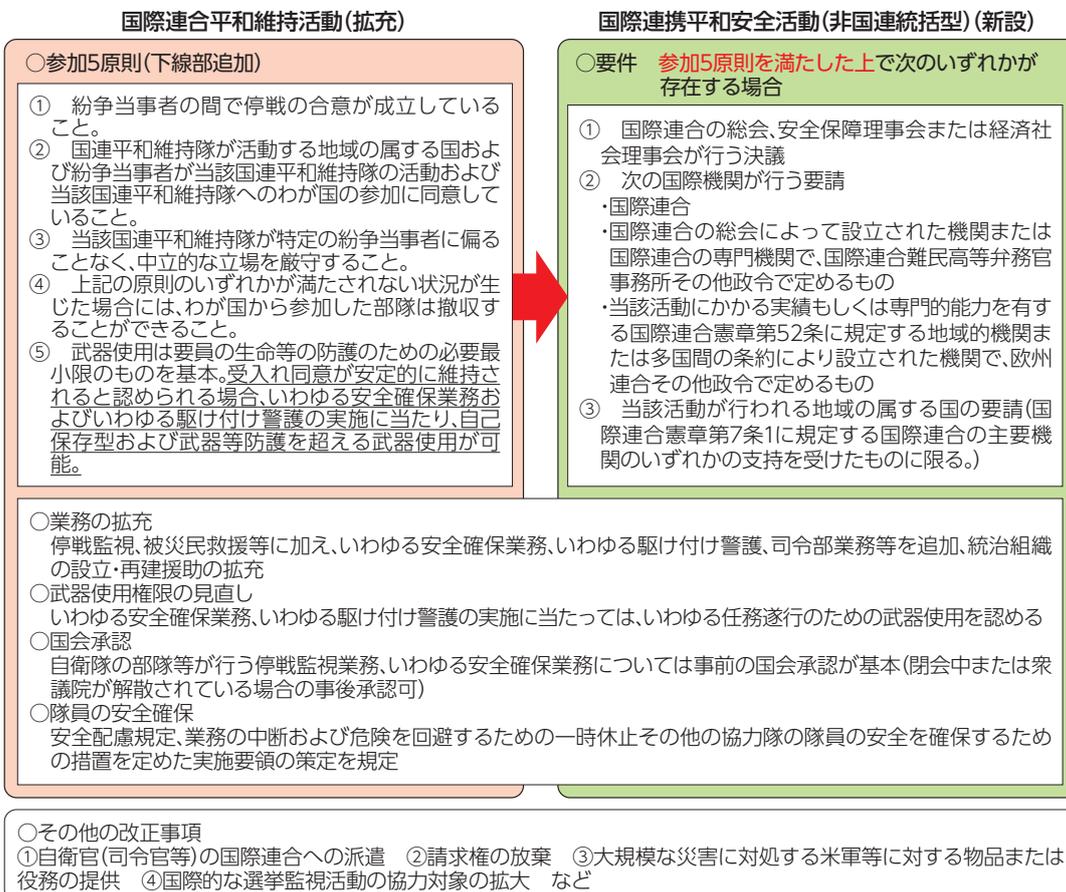
- 人または武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。
- 危害許容要件は正当防衛・緊急避難。

# 平和安全法制整備法案の概要②

## 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)

<p><b>目的</b></p> <p>重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、わが国の平和および安全の確保に資することを目的とする。</p>	
<p>重要影響事態：【(例示)そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等】我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態 (※「周辺事態」の定義から「我が国周辺の地域における」を削除)</p>	
<p><b>支援対象</b></p> <p>重要影響事態に対処する以下の軍隊等</p> <p>①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍</p> <p>②その他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊</p> <p>③その他これに類する組織</p>	<p><b>「一体化」の回避</b></p> <p>○「現に戦闘行為が行われている現場」では実施しない(※)遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。</p> <p>○自衛隊の部隊等の長等は、活動の実施場所またはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、またはそれが予測される場合には一時休止等を行う</p> <p>○防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等は、速やかにその指定を変更し、または、そこで実施されている活動の中断を命じなければならない</p>
<p><b>対応措置</b></p> <p>①後方支援活動(防衛省・自衛隊が実施する物品役務の種類) 補給、輸送、修理および整備、医療、通信、空港および港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務 (※)武器の提供は含まない。弾薬の提供および戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油および整備は実施可能に。</p> <p>②捜索救助活動</p> <p>③船舶検査活動(船舶検査活動法に規定するもの)</p> <p>④その他の重要影響事態に対応するための必要な措置</p>	<p><b>国会承認</b></p> <p>○原則事前の国会承認</p> <p>○緊急の必要がある場合の事後承認可</p> <p>(※)改正前の周辺事態安全確保法と同様</p>
<p>※外国領域での活動の実施が可能(当該外国等の同意がある場合に限る。)(改正前は実施不可。)</p> <p>※武器使用権限は、自己保存型のみ</p>	

## 国際平和協力法の改正



- わが国の平和と独立、国および国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続など基本的事項を定めることにより、対処のための態勢を整備

【参考】武力攻撃事態等

- 武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
- 武力攻撃予測事態…武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- 武力攻撃事態等…武力攻撃事態および武力攻撃予測事態

【改正の概要】

- 「存立危機事態」への対処等を追加

(目的) ※「存立危機事態」を追加

- 武力攻撃事態等および存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、わが国の平和と独立、国および国民の安全の確保に資すること。

(対処基本方針) ※武力攻撃事態または存立危機事態と認定する場合に武力の行使が必要な理由についても記述

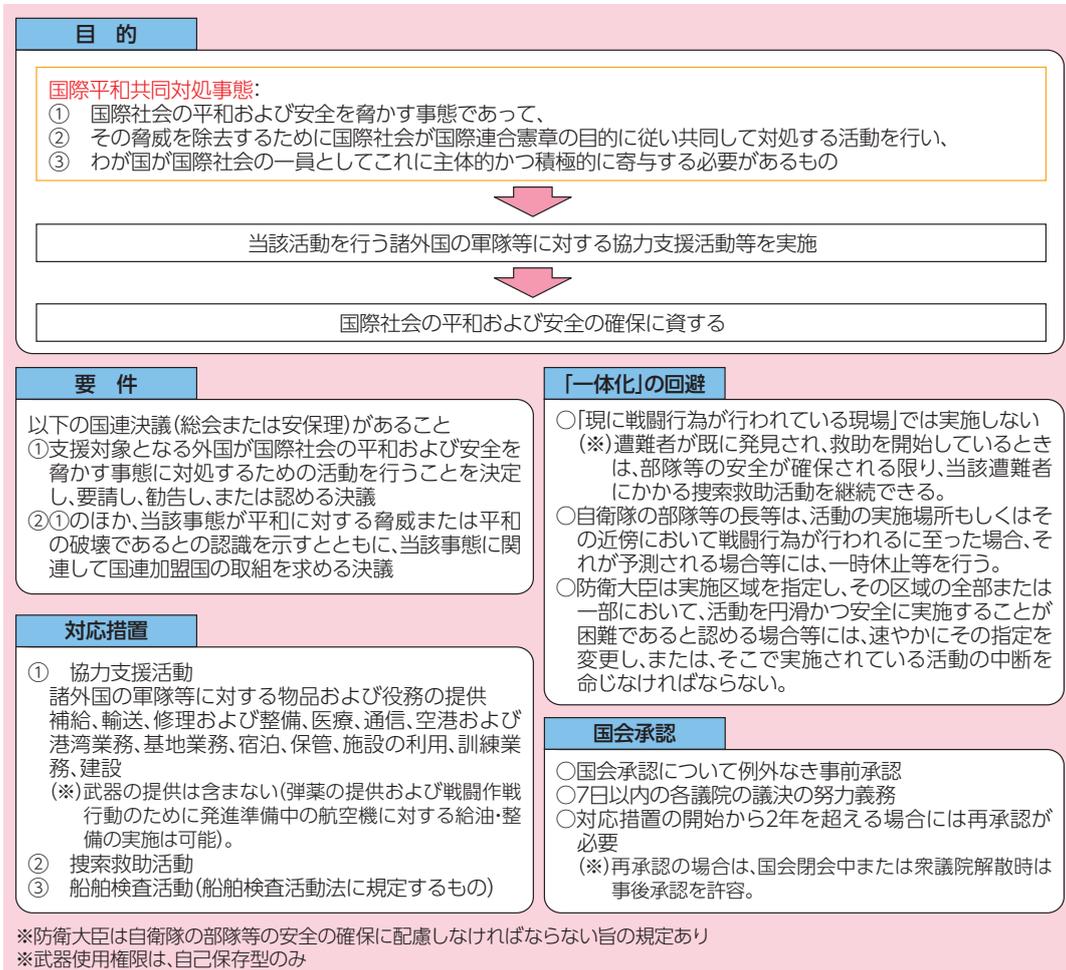
- 対処基本方針に定める事項として以下に関する事項を記載
  - ・ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であることまたは存立危機事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
  - ・ 事態が武力攻撃事態または存立危機事態であると認定する場合にあっては、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由
  - ・ 当該武力攻撃事態等または存立危機事態への対処に関する全般的な方針、対処措置に関する重要事項

【国会承認】

- 「存立危機事態」に対処するために自衛隊に防衛出動を命ずるに際しては、現行の規定と同様、原則国会の事前承認を要する(事態対処法第9条)。

## 国際平和支援法案の概要

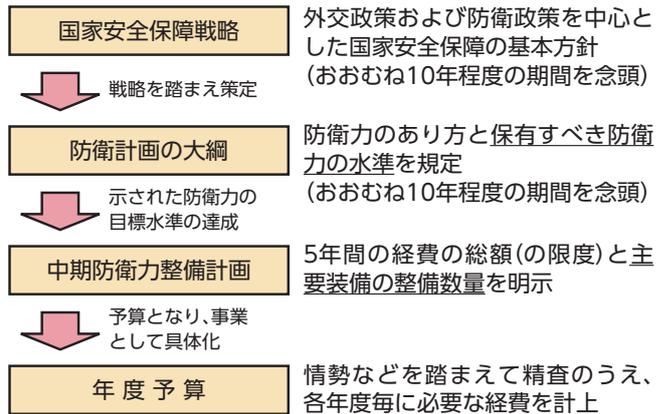
### 国際平和支援法



## 国家安全保障戦略の概要

- 平和国家としての歩みの堅持と国際協調主義に基づく積極的平和主義を基本理念とし、その実現のため、主権・独立の維持、領域の保全、国民の生命・身体・財産の安全の確保、経済発展、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・擁護を、わが国の国益と国家安全保障上の目標として明確化
- グローバル、アジア・太平洋地域のそれぞれについて、わが国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題を明確化
- わが国を守り抜く総合的な防衛体制の構築など、外交政策及び防衛政策を中心としたわが国がとるべき戦略的アプローチを明示
- 国家安全保障戦略を踏まえ、防衛計画の大綱は今後のわが国の防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準などを明示。中期防衛力整備計画は防衛計画の大綱で示された防衛力の目標水準の達成のために、5か年の経費の総額の限度と主要装備の整備数量を明示

### 戦略、防衛大綱、中期防および年度予算の関係



## 防衛計画の大綱の概要

- 国家安全保障戦略を踏まえ、①わが国自身の努力、②日米同盟の強化、③安全保障協力の積極的な推進を基本方針とする。
- 統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支える防衛力の「質」と「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力および対処力を高めていくため、統合運用の観点からの能力評価を実施し、統合機動防衛力を構築
- 各種事態における実効的な抑止および対処として、わが国周辺を広域にわたり常統監視し、情報優越を確保。また、①周辺海空域における安全確保、②島嶼部に対する攻撃への対応、③弾道ミサイル攻撃への対応、④宇宙空間およびサイバー空間における対応、⑤大規模災害などへの対応を重視し態勢を確保
- アジア太平洋地域の安定化およびグローバルな安全保障環境の改善として、わが国周辺において常統監視や訓練・演習などを適時・適切に実施。また、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援などを多層的に推進。国際平和協力活動、海賊対処、能力構築支援などを積極的に推進
- 防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支える基盤もあわせて強化

### 防衛計画の大綱の「別表」

区分		現状（平成25年度末）	将来	
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	約15万9千人 約15万1千人 約8千人	15万9千人 15万1千人 8千人	
	基幹部隊	機動運用部隊	中央即応集団 1個機甲師団	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地域配備部隊	8個師団 6個旅団	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊	5個地对艦ミサイル連隊
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群／連隊	7個高射特科群／連隊
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛艦群（8個護衛隊） 5個護衛隊 5個潜水隊 1個掃海隊群 9個航空隊	
	主要装備	護衛艦（イージス・システム搭載護衛艦）	47隻 （6隻）	54隻 （8隻）
		潜水艦	16隻	22隻
		作戦用航空機	約170機	約170機
		航空警戒管制部隊	8個警戒群 20個警戒隊	28個警戒隊
航空自衛隊	基幹部隊	1個警戒航空隊（2個飛行隊） 戦闘機部隊 航空偵察部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊	1個警戒航空隊（3個飛行隊） 13個飛行隊 — 2個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群	
	主要装備	作戦用航空機	約340機	約360機
		うち戦闘機	約260機	約280機

- (注) 1 戦車および火砲の現状（平成25年度末定数）の規模はそれぞれ約700両、約600両／門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両／門とする。
- 2 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊については、上記の護衛艦（イージス・システム搭載護衛艦）、航空警戒管制部隊および地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

## 中期防衛力整備計画の概要

- 基幹部隊の見直し、自衛隊の能力などに関する主要事業、日米同盟の強化のための施策、整備規模、所要経費を規定
- 基幹部隊の見直し
  - ・陸上自衛隊：陸上総隊を新編、2個師団および2個旅団を2個機動師団および2個機動旅団に改編、沿岸監視部隊や警備部隊を新編、水陸機動団を新編
  - ・海上自衛隊：1隻のヘリコプター搭載護衛艦と2隻のイージス・システム搭載護衛艦を中心として構成される4個の護衛隊群に加え、その他の護衛艦から構成される5個の護衛隊を保持、潜水艦を増勢
  - ・航空自衛隊：那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編、訓練支援機能を有する部隊を統合

### 中期防衛力整備計画の「別表」

区分	種類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	99両
	装甲車	24両
	水陸両用車	52両
	ティルト・ローター機	17機
	輸送ヘリコプター(CH-47JA)	6機
	地对艦誘導弾	9個中隊
	中距離地对空誘導弾	5個中隊
	戦車 火炮(迫撃砲を除く。)	44両 31両
海上自衛隊	護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)	5隻(2隻)
	潜水艦	5隻
	その他	5隻
	自衛艦建造計(トン数)	15隻(約5.2万トン)
	固定翼哨戒機(P-1)	23機
	哨戒ヘリコプター(SH-60K) 多用途ヘリコプター(艦載型)	23機 9機
航空自衛隊	新早期警戒(管制)機	4機
	戦闘機(F-35A)	28機
	戦闘機(F-15)近代化改修	26機
	新空中給油・輸送機	3機
	輸送機(C-2)	10機
	地对空誘導弾パトリオットの能力向上(PAC-3 MSE)	2個群および教育所要
共同の部隊	滑空型無人機	3機

(注) 哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒ヘリコプター(SH-60K)の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

## 防衛装備移転三原則

- ①移転を禁止する場合の明確化、②移転を認め得る場合の限定ならびに厳格審査および情報公開、③目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保
- 防衛装備の移転にかかる具体的基準や手続き、歯止めを今まで以上に明確化、内外に透明性をもった形で明示
- 米国をはじめ諸外国との防衛装備・技術協力をより積極的に進め、必要な防衛諸施策をより一層積極的に推進



日仏防衛装備品・技術移転協定に署名する4大臣

## 日米安全保障体制

- 日米安保条約に基づく日米安保体制は、わが国自身の努力とあいまってわが国の安全保障の基軸である。
- 日米安保体制を中核とする日米同盟は、わが国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。

## 新ガイドラインの概要

### 【防衛協力とガイドラインの目的】

- 安保・防衛協力の強調事項を新たに明記。ガイドラインの目的の考え方は1997年のガイドライン(97ガイドライン)を維持

### 【強化された同盟内の調整】

- 平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置、共同計画の策定・更新

### 【日本の平和および安全の切れ目のない確保】

- ガイドラインの中核である日本の平和と安全を確保するため、平時から緊急事態まで、「切れ目のない(シームレスな)」協力を実現するための方向性を提示
  - A. 平時からの協力措置  
同盟の抑止力・対処力を強化するため、平時からの協力の具体的なあり方を明記
  - B. 日本の平和および安全に対して発生する脅威への対処  
日本の平和および安全に対して発生する脅威に対処するための措置を記述
  - C. 日本に対する武力攻撃への対処行動  
武力攻撃対処における日米間の基本的な考えは維持しつつ、日米協力の拡大・多様化などを踏まえ、内容を充実
  - D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動  
今回のガイドラインで新たに盛り込み

## 同盟強化の基盤となる取組

### 【「2+2」会合(15(平成27)年4月27日)】

- ①「新ガイドライン」を了承。これにより、日米両国の役割および任務についての一般的な大枠および政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力および対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想が明らかにされた。
- ②同盟の抑止力および対処力を強化するための取組の進捗について、満足の意をもって留意
- ③地域的および国際的な協力について最近の進展を強調
- ④在日米軍再編について、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題および脅威に効果的に対処する

- わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す一方、米国がアジア太平洋地域への関与およびプレゼンスの維持・強化を進めている現状を踏まえると、日米同盟の強化は、わが国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。

- E. 日本における大規模災害への対処における協力  
東日本大震災の経験も踏まえ新たに盛り込み

### 【地域のおよびグローバルな平和と安全のための協力】

- これまでの活動の経験も踏まえつつ、地域のおよびグローバルな平和と安全のための日米間の具体的な協力のあり方について明記

### 【宇宙およびサイバー空間に関する協力】

- 宇宙やサイバー空間といった新たな戦略的領域にかかる協力を新たに盛り込み

### 【日米共同の取組】

- 二国間協力の実効性をさらに向上させるため、防衛協力の基礎となる取組として、
  - A. 防衛装備・技術協力
  - B. 情報協力・情報保全
  - C. 教育・研究交流を新たに盛り込み

### 【見直しのための手順】

- 97ガイドラインの考えを維持しつつ、定期的な評価の実施を新たに盛り込み



15(平成27)年4月にワシントン D.C. で行われた日米首脳会談における安倍内閣総理大臣とオバマ米大統領【内閣広報室】

ための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調

### 【日米防衛相会談(15(平成27)年5月30日)】

- 東シナ海、南シナ海などにおける力による現状変更の試みに反対することで一致した。平和安全法制が新ガイドラインの実効性の確保につながることを確認するとともに、「サイバー防衛政策ワーキンググループ」におけるこれまでの検討の成果がとりまとめられたことを歓迎した。また、沖縄の負担軽減のために協力していくことを確認するとともに、カーター長官から、ハワイで発生したオスプレイの事故について必要な情報提供を行っていく、オスプレイの安全な運用を改めて徹底する、との発言があった。

### 【同盟強化の方向性】

- 西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築する。共同訓練・演習および共同の情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動の拡大と、それらの活動の拠点となる両国の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進している。

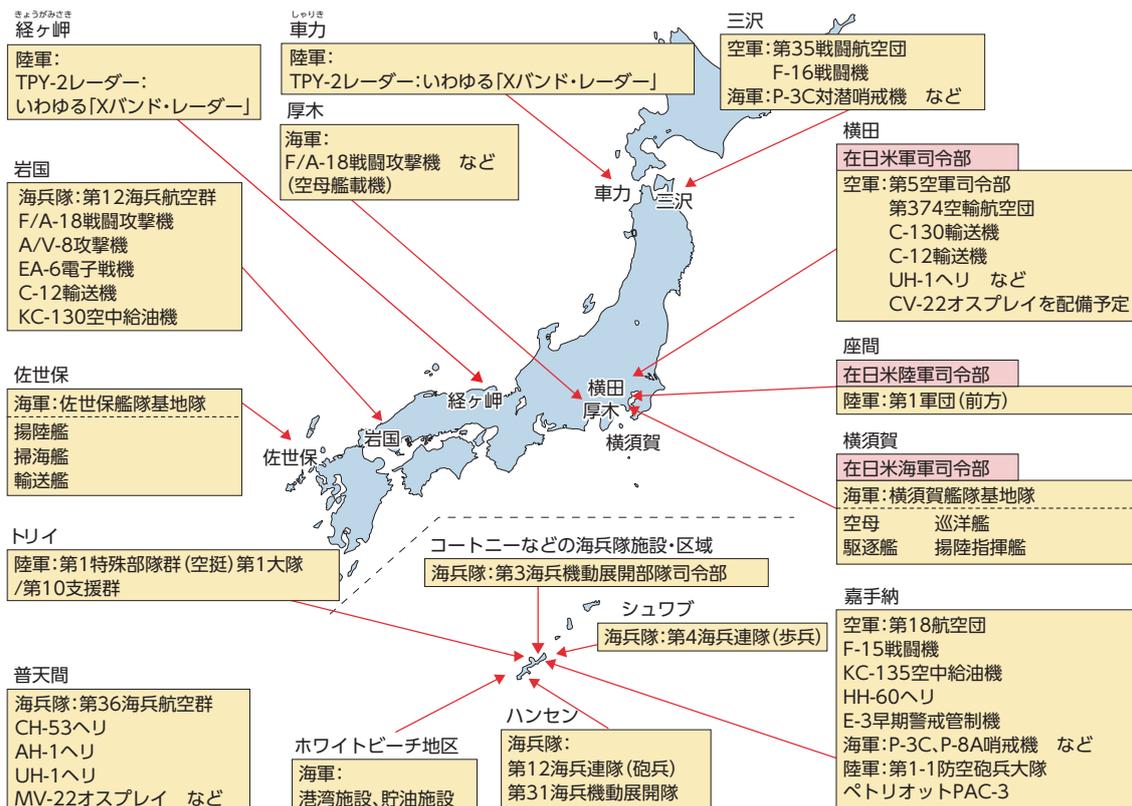


15(平成27)年4月にニューヨークで行われた日米安全保障協議委員会([2+2]会合)における日米の防衛・外務4閣僚



第14回IISSシャングリラ会合(15(平成27)年5月)の機会にシンガポールにおいて行われた日米防衛相会談における中谷防衛大臣とカーター米国防長官

### 在日米軍の日本における配置図



## 在日米軍の駐留

- 米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するため、在日米軍の再編などを進めており、沖縄においては、普天間飛行場の移設、在沖米海兵隊のグアム移転、嘉手納以南の土地の返還などに取り組んでいる。
- 住宅や学校などに密接して位置している普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないと考えており、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。同飛行場の移設について、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区およびこれに隣接する水域に普天間飛行場代替施設を建設する現在の計画が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である

という考えに変わりはなく、政府としては、同飛行場の一日も早い移設・返還を実現し、沖縄の負担を早期に軽減していくよう努力していく考えである。

- 普天間飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄の負担軽減にも十分資するものと考えており、政府をあげて、取り組んでいる。
- 普天間飛行場代替施設建設事業に関しては、環境影響評価、公有水面埋立の手续を含め、関係法令などに従うことはもちろん、十分に時間をかけて、沖縄県からの意見を聴取するなどの手続を踏んできた。その上で、海上ボーリング調査の作業を14(平成26)年8月14日に開始したところである。

### 沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割



#### 1. 米海兵隊の沖縄駐留の理由

- 沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比較し、東アジアの各地域に対し距離的に近い。  
→ この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、沖縄における米軍は、迅速な対応が可能
- 沖縄は、わが国の周辺諸国との間に一定の距離を置いているという地理上の利点を有する。
- 沖縄は、南西諸島のほぼ中央にあり、わが国のシーレーンに近く、ユーラシア大陸と太平洋のアクセス上重要な戦略的位置にある。

#### 2. 在沖米海兵隊の意義・役割

- 在沖米海兵隊は、その高い機動性と即応能力※により、わが国の防衛や東日本大震災への対応をはじめ、06年5月のインドネシアのジャワ島における地震への対応など地域の平和と安全の確保を含めた多様な役割を果たしている。  
→ こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、幅広い任務に対応可能で、さまざまな緊急事態への対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全およびアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与

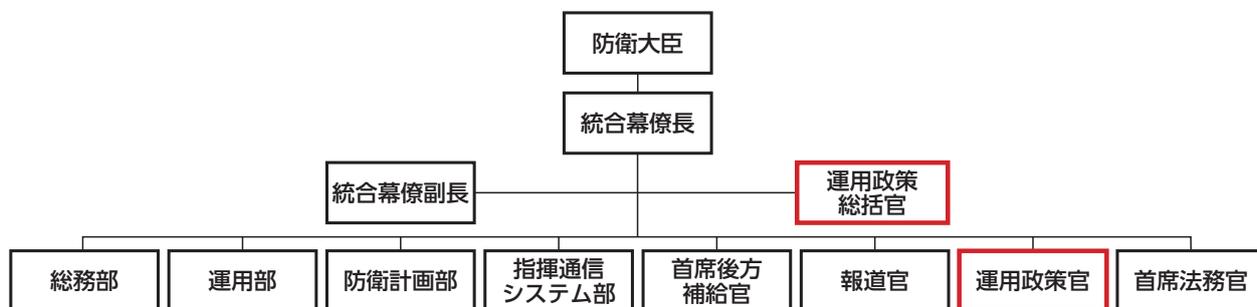
※ 海兵隊は、訓練時や展開時には常に全ての戦闘要素(陸、海、空)を同時に活用しており、各種事態への速やかな対応に適している。

## 防衛省改革の具体的取組

- 「防衛省改革の方向性」(25年8月)に基づき、26年度に引き続き、防衛力の全体最適化、統合運用、政策立案機能等の強化のため、以下の組織改編を行う。
- 統合運用機能の強化
  - <統合幕僚監部への実際の部隊運用業務の一元化>
    - ・自衛隊の実運用に関わる業務を統幕に一元化
    - ・運用企画局を廃止し、運用政策総括官(統幕副長級)、運用政策官(部課長級)を文官ポストとして新設し、関係省庁との調整・対外説明業務を担当
- 内部部局の改編
  - <政策立案機能及び防衛力整備機能を強化>
    - ・運用に関する法令の企画・立案、部隊訓練機能などを防衛政策局へ移管

- ・政策立案機能強化のため、防衛政策局に戦略企画課を新設
- ・防衛力整備機能の強化のため、整備計画局を新設
- 防衛装備庁の新設
  - <省内の装備取得関連部門(内部部局、各幕僚監部、技術研究本部、装備施設本部)を集約・統合した外局を新設>
  - <防衛装備庁の主な機能>
    - プロジェクト管理機能、国際的な装備協力・武器技術管理機能、研究開発機能、装備品等の調達機能

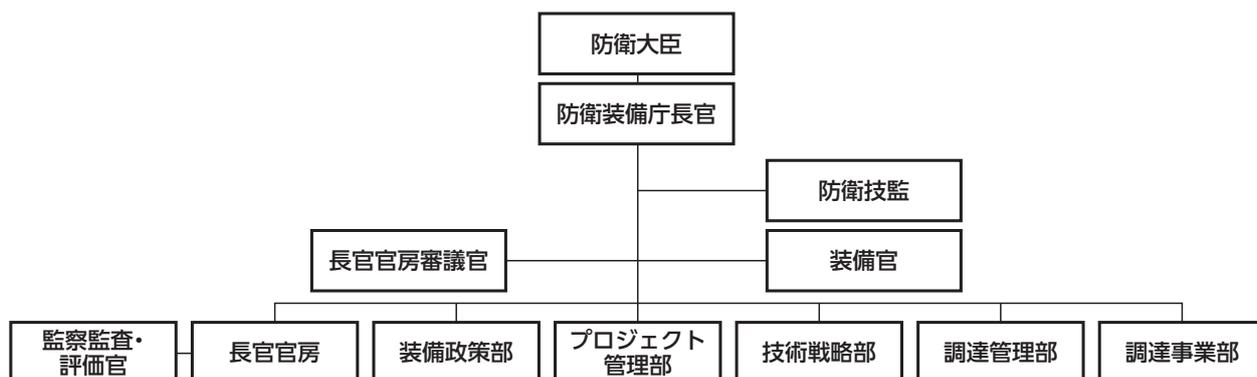
### 新しい統合幕僚監部の組織イメージ



### 内局改編後の組織イメージ



### 防衛装備庁組織イメージ



# 第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

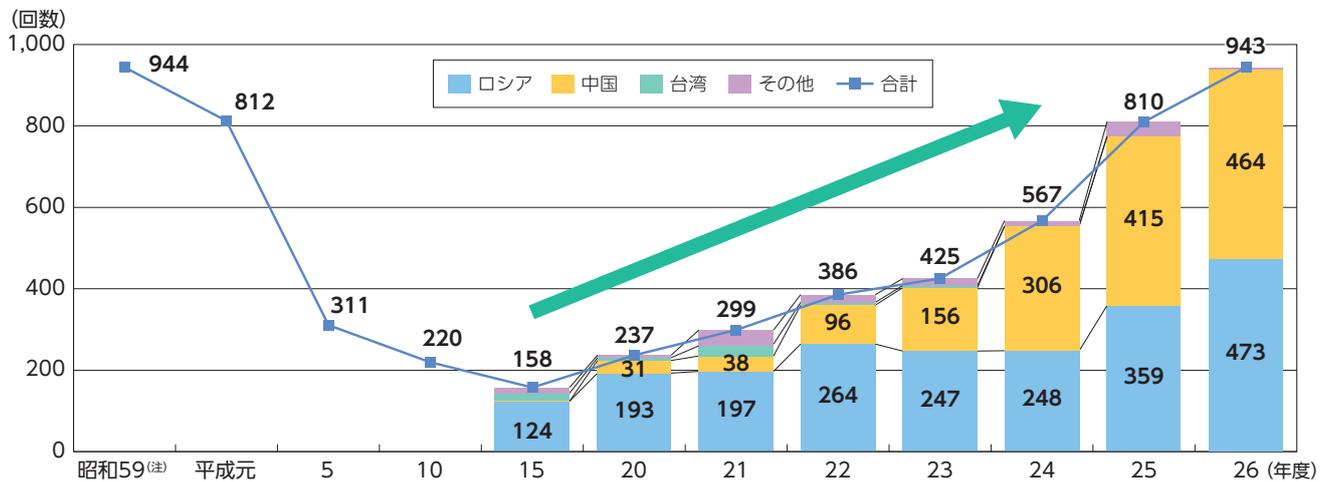
## 実効的な抑止および対処

### 【周辺海空域における安全確保】

- 各種事態に際し、迅速かつシームレスに対応するため、自衛隊は、平素から常時継続的にわが国周辺海空域の警戒監視を行う。
- 平成26年度の空自機による緊急発進(スクランブル)回数は943回であり、前年度と比べて133回の大幅な増加となり、昭和33年に航空自衛隊が対領空侵犯措置を開始して以来、過去2番目に多い回数となった。
- 14(平成26)年には、南西諸島の通過をとまなう中国海軍艦艇の活動が合計7回、沖縄南方海域での活動が1回確認されている。

- 12(同24)年12月には、中国国家海洋局所属固定翼機(Y-12)が尖閣諸島魚釣島付近において領空を侵犯した。また、13(同25)年8月には、ロシア空軍のTU-95爆撃機が福岡県沖ノ島付近において領空を侵犯し、同年9月9日には、国籍不明の無人機(推定)が東シナ海を飛行する事案が生じた。これらの事案に対し、空自は戦闘機を緊急発進させて対応した。
- 13(同25)年11月の中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は従前どおりの警戒監視などを実施するとともに、引き続き厳正な対領空侵犯措置を行うこととしている。

冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳



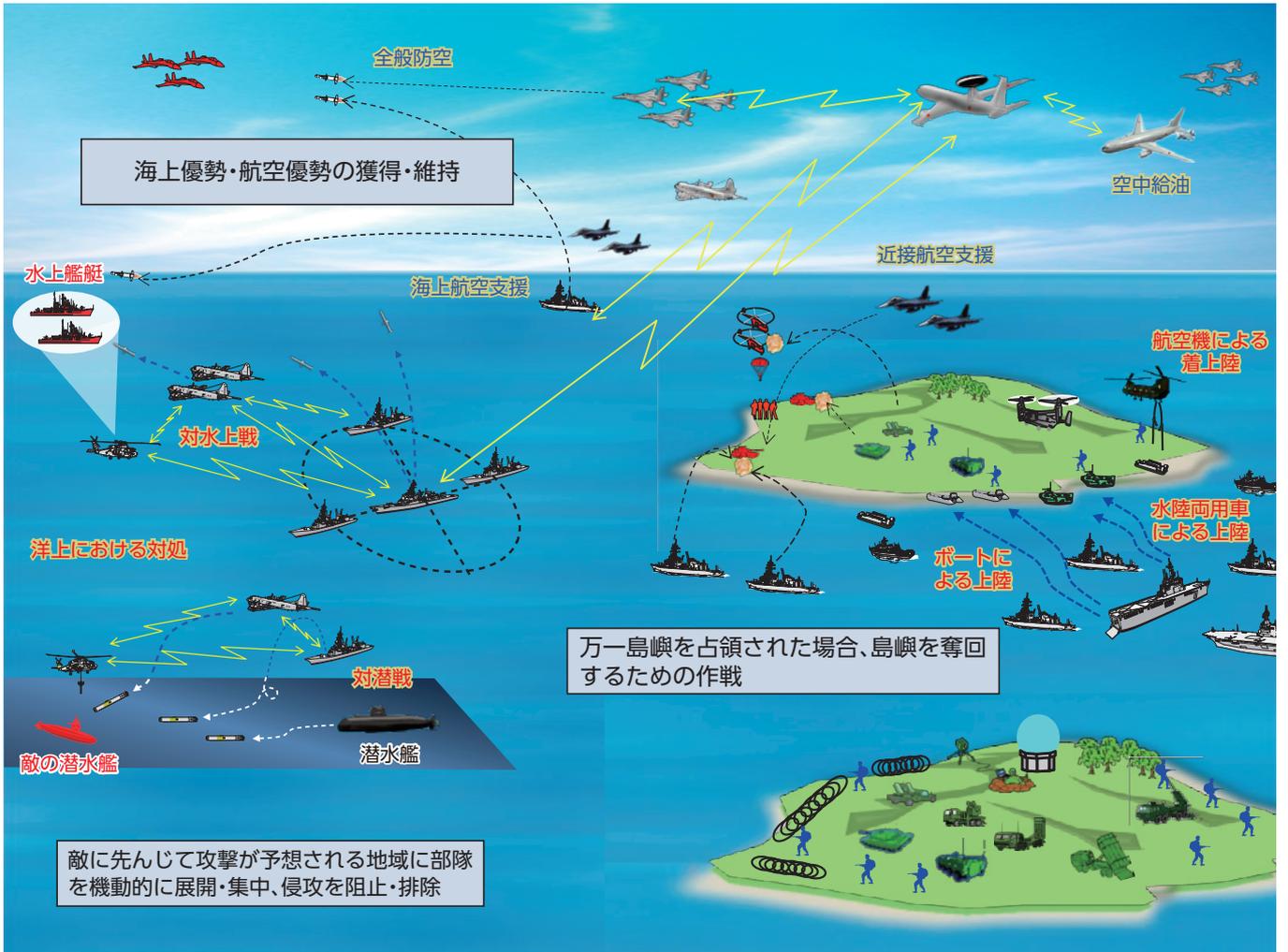
(注) 冷戦期のピーク

### 【島嶼防衛】

- 島嶼部に対する攻撃に対応するため、部隊などを配置するとともに、平素からの情報収集および警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、陸・海・空が一体となった統合運用により、部隊を機動的に展開・集中し、敵の侵攻を阻止・排除する。事前に兆候が得られず万一島嶼を占領された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど島嶼奪回のための作戦を行う。
- 与那国島への沿岸監視部隊の新編や水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団(仮称)の新編、那覇基地に第9航空団を新編するなど、平素からの防衛基盤を強化する。

- 常時継続的な情報収集・警戒監視態勢や迅速な対処が可能な体制を整備するため、固定翼哨戒機(P-1)の取得、イージス・システム搭載護衛艦(DDG)の調達などを実施する。
- 迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、おおすみ型輸送艦の改修、多機能艦艇の在り方の検討のための海外調査を行うとともに、機動展開能力向上のためのオスプレイ(V-22)の導入などを行う。
- 15(同27)年1月から3月にかけて、米国における海兵隊との実動訓練(アイアン・フィスト)をカリフォルニアで実施し、水陸両用作戦機能の強化に努めている。

島嶼防衛のイメージ図



アイアン・フィスト15において上陸を行う陸自隊員



「しもきた」に進入するLCAC

## 【弾道ミサイル攻撃などへの対応】

- わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦やペトリオットPAC-3を、自動警戒管制システム(JADGE)により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。  
Japan Aerospace Defense Ground Environment
- 14(同26)年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。
- 北朝鮮は、14(同26)年および15(同27)年も、ミサイル発射の示唆を含む挑発的な行動を繰り返し行ったが、防衛省・自衛隊は、必要な対応に万全の態勢を継続している。



PAC-3発射試験

## 【海洋安全保障の確保に向けた取組】

- 海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などとより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進している。

## 【宇宙空間における対応】

- 宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15(同27)年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、「宇宙協力ワーキンググループ」(SCWG)を設立した。  
Space Cooperation Working Group 本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進していく。

## 【サイバー空間における対応】

- 14(同26)年3月には、「自衛隊指揮通信システム隊」の下に「サイバー防衛隊」を新編した。
- 防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」(CDPWG)を設置し、日米の情  
Cyber Defense Policy Working Group

報共有のあり方や人材育成における交流など協力分野に関する専門的な意見交換を実施している。15(同27)年5月には、今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。

- 防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」(CDC)を設置し、共同訓練などを通じて、サイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。  
Cyber Defense Council

## 【大規模災害などへの対応】

- 自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。
- 14(同26)年8月、広島県広島市において、大雨の影響によって土砂災害が発生し、人員のべ約14,970名をもって人命救助や行方不明者捜索を実施した。また、同年9月、御嶽山で噴火が発生し、自治体・警察・消防などと連携しながら、人命救助や行方不明者捜索を実施するため、人員のべ約7,150名による災害派遣活動を行った。



御嶽山噴火にかかる災害派遣に従事する陸自隊員

## 【在外邦人等の輸送への対応】

- 自衛隊は、派遣先国において輸送の対象となる在外邦人等を防護し、航空機・船舶・車両まで安全に誘導・輸送する。陸自ではヘリコプター隊と誘導輸送隊の要員を、海自は輸送艦などの艦艇(搭載航空機を含む)を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなど待機態勢を維持している。
- 15(同27)年2月、多国間共同訓練(コブラ・ゴールド)における在外邦人等の輸送訓練で、海外における初めての陸上輸送訓練を実施した。

## 平成27年度の防衛力整備

- 平成27年度は、防衛大綱および中期防に基づき、その2年目として、統合機動防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に実施

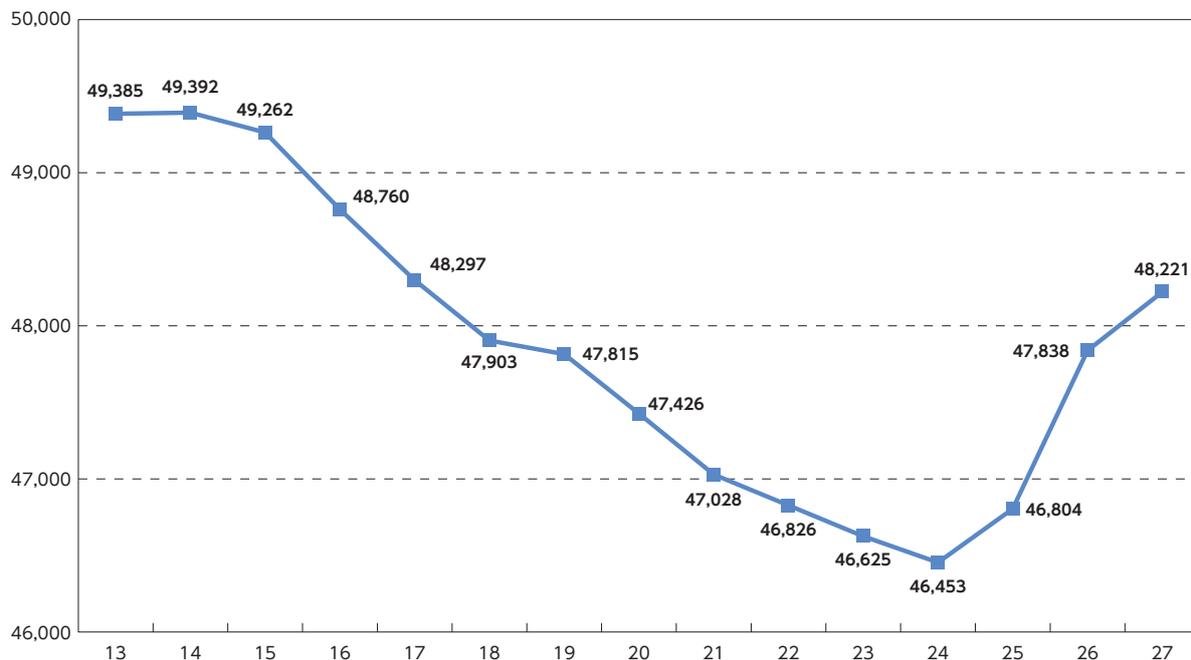
- 各種事態における実効的な抑止および対処、アジア太平洋地域の安定化およびグローバルな安全保障環境の改善といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、防衛力を整備する。

## 防衛関係費

- 平成27年度においては、一層厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、国民の生命・財産とわが国の領土・領

海・領空を守る態勢を強化するため、防衛関係費を平成26年度に引き続き増額

### 過去15年間の防衛関係費の推移



(注) 上記の計数は、SACO関係経費、米軍再編経費のうち地元負担軽減分および新たな政府専用機導入にともなう経費を含まない。これらを含めた防衛関係費の総額は、13年度は49,550億円、14年度は49,557億円、15年度は49,527億円、16年度は49,026億円、17年度は48,560億円、18年度は48,136億円、19年度は48,013億円、20年度は47,796億円、21年度は47,741億円、22年度は47,903億円、23年度は47,752億円、24年度は47,138億円、25年度は47,538億円、26年度は48,848億円、27年度は49,801億円になる。

## 防衛力を支える人的基盤

- 防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限効果的に機能させるためには、これを下支えする人的基盤を充実・強化させることがきわめて重要である。また、防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人ひとり、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

- 15(平成27)年1月には、女性職員の採用・登用のさらなる拡大を図るとともに、職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を一体的に推進するため、「働き方改革」「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」および「女性職員の活躍推進のための改革」の3つの改革を盛り込んだ「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定した。

## 防衛装備品に関する諸施策

### 【防衛生産・技術基盤の現状と防衛生産技術基盤戦略】

- 防衛省は、昨今の厳しい財政事情、欧米企業の再編や国際共同開発の進展などを踏まえ、14(平成26)年6月、「防衛生産・技術基盤戦略」を策定し、防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策ならびに各防衛装備品分野の現状と今後の方向性を示した。

### 【契約制度などの改善】

- 防衛省は、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」の成立を受け、「長期契約」の導入による装備品や役務の調達コストの縮減と、安定的な調達を実現する。
- 主要な防衛装備品の取得について、プロジェクト・マネージャーのもと、組織横断的な統合プロジェクトチームを設置し、構想から廃棄までのプロジェクト管理を一元的に実施する体制の整備を進めている。

## 【研究開発】

- 防衛装備品への適用面から、大学・独立行政法人の研究機関や企業などにおける独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成するため、防衛省独自のファンディング制度(安全保障技術研究推進制度(競争的資金))を新設

## 【防衛装備・技術協力】

- わが国は、防衛生産・技術基盤の維持・強化および平和貢献・国際協力の推進に資するよう、防衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。
- 米国との間では、92(同4)年以降、19件の共同研究および1件の共同開発を実施しているほか、F-35A生産への国内企業の製造参画および整備拠点の設置に向けた取組などを行っている。
- 英国との間では、13(同25)年7月、米国以外の国とは初めてとなる共同研究を開始
- フランスとの間では、15(同27)年3月、日仏防衛装備品・技術移転協定に署名した。
- オーストラリアとの間では、15(同27)年5月、オース

トラリアの将来潜水艦プログラムに関し、わが国としていかなる協力が可能か検討するため、民間企業の参画を得て、協議を開始することとした。

- インドとの間では、US-2救難飛行艇にかかる二国間協力に向けた合同作業部会を、計3回、開催
- ASEAN諸国との間では、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換を実施



インドとの間で協力のあり方について協議を行っているUS-2救難飛行艇

## 各国等との防衛協力・交流

今日の国際社会においては、一国のみで対応することがきわめて困難な課題が増加している。このため、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、二国間・多国間の安全保障協力を強化するとともに、国際平和協力活動などに積極的に取り組むことが重要である。

### 【多国間安全保障枠組み・対話における取組】

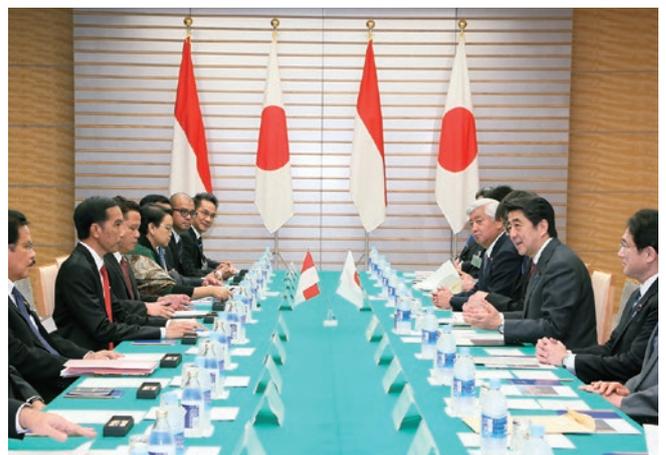
- 13(平成25)年12月の日ASEAN特別首脳会議における安倍内閣総理大臣の提案に基づき、14(同26)年11月、ミャンマーにおいて、日ASEAN防衛担当大臣ラウンドテーブルを初開催した。また、15(同27)年5月に開催されたシャングリラ会合では、中谷防衛大臣が、第2全体セッションにおいて、スピーチを行った。
- 防衛省は、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するため、能力構築支援に積極的に取り組んでいる。

### 【各国との防衛協力・交流】

- オーストラリア:14(同26)年7月の日豪首脳会談において、両国の関係を「21世紀のための特別な戦略的パートナーシップ」と位置づけ、日豪防衛装備品・技術移転協定に署名
- 韓国:14(同26)年12月、「日米韓情報共有に関する防衛当局間取決め」に署名し、北朝鮮の核およびミサイルの脅威に関する秘密情報の共有が可能となった。
- インド:14(同26)年9月、日印防衛協力及び交流の覚書に署名し、ハイレベル交流、二国間海上訓練、幕僚協議などの軍種間交流、非伝統的安全保障分野に



日ASEANラウンドテーブル(初開催)



日インドネシア首脳会談【内閣広報室】

おける協力について合意

- 中国: 防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の早期運用開始に向けた協議を再開
- ロシア: ウクライナ情勢を踏まえ、G7との連携を重視しつつ、交流について適切に対応
- 東南アジア諸国: 15(同27年)1月にはフィリピンと、同年3月にはインドネシアと防衛協力・交流に関する覚書に署名するとともに、能力構築支援などを通じ、東南アジア諸国とのさらなる関係の強化・深化を図っている。
- 英国: 15(同27)年1月、初の外務・防衛閣僚会合を実施。グローバルな安全保障上の課題への協力の強化などについて意見交換
- フランス: 14(同26)年7月、防衛協力・交流に関する意図表明文書に署名。15(同27)年3月、2回目の外務・防衛閣僚会合を実施



日英外務・防衛閣僚会合(「2+2」)

## 国際社会の課題への取組

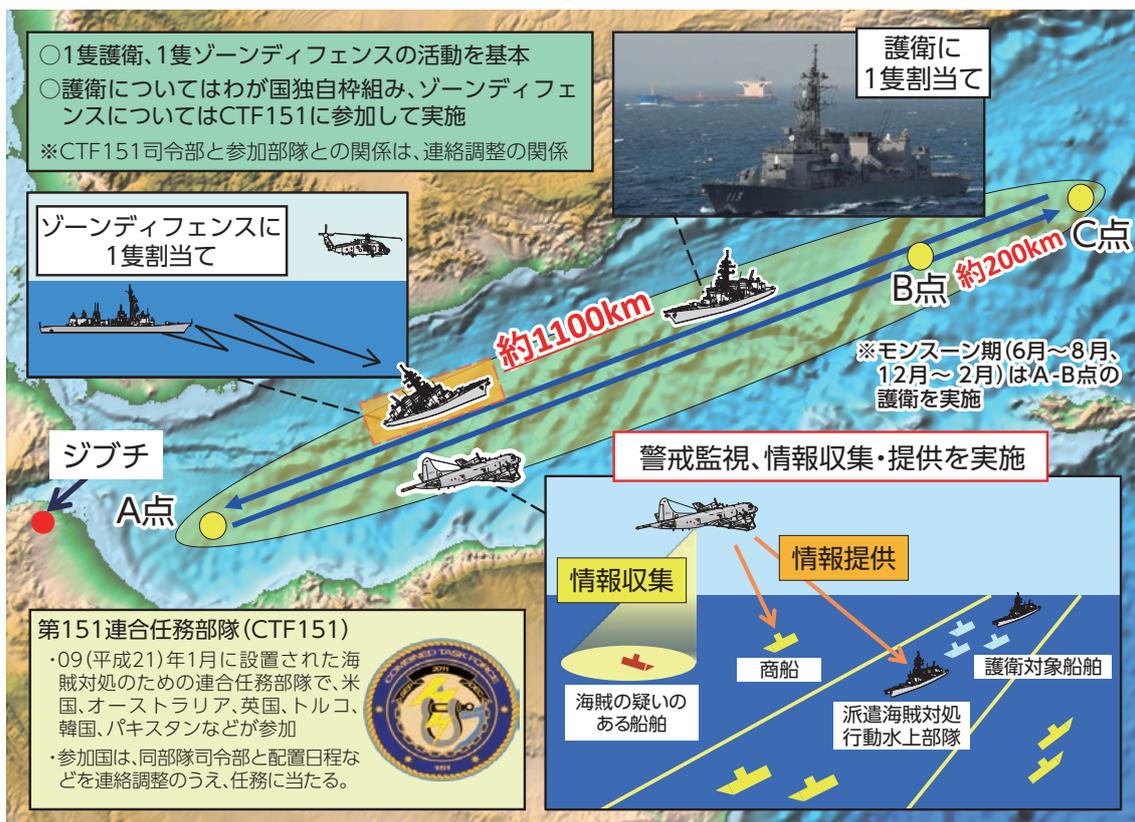
### 【海洋安全保障の確保】

- 海洋国家であるわが国にとって、法の支配、航行の自由などの基本的ルールに基づく秩序を強化し、海上交通の安全を確保することは、平和と繁栄の基礎である。このため、関係国と協力して海賊に対応するとともに、この分野における沿岸国自身の能力向上の支援、米国主催の国際掃海訓練への参加といったわが国周辺以外の海域における様々な機会を利用した

共同訓練・演習の充実など、各種取組を推進する。

- 海賊対処について、13(平成25)年から、より柔軟かつ効果的な部隊運用を行うため、水上部隊はこれまでの直接護衛に加え、CTF151に参加してゾーンディフェンスを行っている。また、14(同26)年2月からは航空隊もCTF151に参加、15(同27)年5月には、自衛隊初の多国籍部隊司令官となるCTF151司令官を派遣した。

### 自衛隊による海賊対処行動



## 【国際平和協力活動への取組】

- 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)  
派遣施設隊(約350名)および司令部要員(4名)が南スーダン共和国において各種活動を実施中
- 西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動  
国連エボラ緊急対応ミッションからの要請を受け、KC-767 空中給油・輸送機により、個人防護具約2万着を空輸



南スーダンで側溝の整備を行う陸自隊員

- エア・アジア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動  
海賊対処活動を終え帰国途中であった派遣海賊対処行動水上帰投部隊を派遣し、約1週間の捜索救助活動を実施
- ネパールでの地震に対する国際緊急援助活動  
ネパール政府の要請を受け、医療援助隊を速やかに派遣し、約3週間にわたり、医療活動を実施



エア・アジア機の捜索を行う海自隊員



防護具を空輸した空自隊員



ネパールで医療活動を行う陸自隊員

## 地域コミュニティとの連携

- 防衛省・自衛隊は、民生支援として様々な協力活動を行い、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めるとともに、地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献している。

- 防衛省・自衛隊は、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。たとえば、自衛隊記念日行事の一環として、自衛隊音楽まつりを日本武道館で毎年開催しているほか、平成26年度は、百里基地において防衛省・自衛隊60周年記念航空観閲式を行った。



日本武道館において行われた平成26年度自衛隊音楽まつりの様子



防衛省・自衛隊60周年記念航空観閲式の様子